

# 滋賀県保育士就職準備金等貸付事業実施要綱

## (目的)

第1条 滋賀県保育士就職準備金等貸付事業は、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を貸付けることにより、滋賀県内における保育人材の確保を図ることを目的とする。

## (資金の貸付)

第2条 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）は、毎年度予算の範囲内において、潜在保育士に対し、保育料の一部および就職準備金（以下「貸付金等」という。）を貸付けることができる。

## (貸付対象者)

第3条 貸付金等の貸付けの対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 保育料の一部貸付の対象となる者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上勤務する者に限る。

① 未就学児を持つ保育士であって、次に掲げる施設または事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

(ア) 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

(イ) ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設

ケ 企業主導型保育事業

② 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇または育児休業から復帰する者

(2) 就職準備金貸付の対象となる者は、次の要件のいずれも満たす者であること。ただし、保育士として週20時間以上勤務する者に限る。

① 保育士登録後、1年以上経過した者または保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から1年以上経過した者

② 次に掲げる施設または事業を離職後、1年以上経過した者または当該施設または事業に勤務経験のない者

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園
  - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
  - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
  - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
  - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ③ 保育所等に新たに勤務する者

（貸付期間）

第4条 保育料の一部貸付の貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

（貸付額および利子）

第5条 貸付額は、次の各号に定める額とする。

（1）保育料の一部貸付の貸付額

当該未就学の子どもの保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。ただし、未就学の子どもの保育料に充当する場合のみ貸付けることができるものであること。

（2）就職準備金貸付の貸付額

200,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が全国平均を超える年度においては200,000円を加算し、400,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付けにあたっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

2 利子は無利子とする。

（貸付申請）

第6条 貸付金等の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

（1）保育士就職準備金等貸付金申請書

（2）保育業務従事（予定）証明書

（3）個人情報取得・利用（取り扱い）同意書

（4）保育士証の写し

（5）保育所入所決定通知書および保育料決定通知書の写し（保育料の一部貸付を受けようとする場合）

（6）世帯全員の住民票（保育料の一部貸付を受けようとする場合）

（連帯保証人）

第7条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、成年者でなければならない。

3 連帯保証人は、貸付金等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付決定）

第8条 県社協会長は、第6条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、貸付金等の貸付けをすることを決定したときにあつてはその旨を保育士就職準備金等貸付金決定通知書により、貸付金等の貸付けをしないことを決定したときにあつてはその旨を保育士就職準備金等貸付金不承認決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（貸付方法）

第9条 貸付方法は次の各号に定める方法とする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

- (1) 保育料の一部貸付は、県社協会長が定める貸付計画に基づき貸付けるものとする。
- (2) 就職準備金貸付は一括で貸付けるものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付金等の貸付けを受ける者は、保育士就職準備金等貸付金借用書を県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、貸付契約の解除等により借用額が変更された場合は、保育士就職準備金等貸付金貸付額変更決定通知書により通知するものとする。

(貸付契約の解除)

第11条 県社協会長は、貸付金等の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から貸付金等の契約を解除し、保育士就職準備金等貸付金貸付契約解除（休止）通知書により通知するものとする。

(1) 保育料の一部貸付の借受人

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 就職準備金貸付の借受人

- ① 退職したとき。
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

- 2 県社協会長は、借受人が貸付金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除し、保育士就職準備金等貸付金貸付契約解除（休止）通知書により通知するものとする。

(貸付けの休止)

第12条 県社協会長は、借受人が疾病その他の理由により休職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで保育料の一部貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された貸付金があるときは、その貸付金は、当該事由が解消した日の属する月の翌月以後の月の分として貸付けされたものとみなす。

(返還の債務の免除)

第13条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金等の返還の債務を免除するものとする。借受人（借受人が死亡したときにあつては、その連帯保証人）は、当該各号のいずれかに該当するに至ったときは、保育士就職準備金等貸付金返還免除届出書にその事実を証明する書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(1) 保育料の一部貸付の借受人

- ① 保育料の一部貸付を受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、保育料の一部貸付を受けた者の意思によらず、滋賀県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 就職準備金貸付の借受人

① 就職準備金の貸付けを受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、滋賀県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた貸付金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。貸付金等の返還の債務の免除を受けようとする者は、保育士就職準備金等貸付金返還免除申請書に、同項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(1) 死亡し、または障害により貸付けを受けた貸付金等を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（すでに返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部または一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等貸付金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部または一部

(3) 滋賀県内において1年以上同条の1に規定する業務に従事したとき。

免除の額は、滋賀県内において同条の1に規定する業務に従事した月数を24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(返還の債務の免除の決定通知等)

第14条 県社協会長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金等の返還の債務の全部または一部を免除することを決定したときにあつてはその旨を保育士就職準備金等貸付金返還免除決定通知書により、貸付金等の返還の債務を免除しないことを決定したときにあつてはその旨を保育士就職準備金等貸付金返還免除不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(返還)

第15条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、保育料の一部貸付にあつては貸付けを受けた期間に2を乗じて得た数に相当する期間内に、就職準備金貸付にあつては1年以内に、貸付けを受けた貸付金等を返還しなければならない。

(1) 貸付金等の貸付契約が解除されたとき。

(2) 滋賀県内において第13条の1に規定する業務に従事しなかったとき。

(3) 滋賀県内において第13条の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 貸付金等の返還は、月賦、半年賦、年賦の均等返還または一括の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

3 借受人が前項の規定による分割を怠った時は、借受人は当然に期限の利益を失い、残元金とこれに対する第19条に規定する延滞利子を直ちに支払わなければならない。

(返還計画書等)

第16条 前条により貸付金等を返還しなければならない者(返還の債務の履行猶予を受けている者を除く。)は、貸付金等の返還の債務を履行しなければならなくなった日から起算して15日以内に保育士就職準備金等貸付金返還計画書を県社協会長に提出しなければならない。

2 保育士就職準備金等貸付金返還計画書を提出した者が返還の方法を変更しようとするときは、保育士就職準備金等貸付金返還方法変更願を県社協会長に提出してその承認を受けなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第17条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 滋賀県内において第13条の1に規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定による貸付金等の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、保育士就職準備金等貸付金返還猶予申請書に、その事実を証明する書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(返還の債務の履行猶予の決定通知等)

第18条 県社協会長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金等の返還の債務の履行を猶予することを決定したときにあつてはその旨を保育士就職準備金等貸付金返還猶予決定通知書により、貸付金等の返還の債務の履行を猶予しないことを決定したときにあつてはその旨を保育士就職準備金等貸付金返還猶予不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(延滞利子)

第19条 県社協会長は、借受人が正当な理由がなくて貸付金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求および督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(連帯保証人の変更)

第20条 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、直ちに保育士就職準備金等貸付金連帯保証人変更届により県社協会長に届け出なければならない。

(借受人等の異動)

第21条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の様式にその事実を証明する書類を添えて速やかに県社協会長に届け出なければならない。

(1) 氏名、住所または登録実印を変更したとき。

(2) 就労に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。

(3) 休職し、復職し、または退職したとき。

(4) 保育業務の従事先を変更したとき、または保育の業務に常時従事しなくなったとき。

(5) 連帯保証人の氏名、住所または登録実印に変更があったとき。

2 第17条の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者は、毎年4月15日までに保育業務従事状況届出書を県社協会長に提出しなければならない。

(借用書等の返還)

第22条 県社協会長は、借受人が貸付金等を完済したときは、保育士就職準備金等貸付金借用書、印鑑登録証明書を添えて、保育士就職準備金等貸付金返還金完済通知書を借受人および連帯保証人に送付するものとする。

2 県社協会長は、第13条の規定により貸付金等の返還を免除し返還の債務が全てなくなったものについては、保育士就職準備金等貸付金借用書、印鑑登録証明書を添えて、保育士就職準備金等貸付金完了通知書を借受人および連帯保証人に送付するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、貸付金等の貸付けに関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年度分の貸付から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成28年度分の貸付から適用する。